# 高知県(高岡区域・幡多区域・梶ヶ森)指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(ニホンジカ) (令和6年9月1日から令和7年3月31日まで)

## 1 背景及び目的

本県では、平成24年度から「特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画(現在は、第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画)」を策定し、シカの年間捕獲目標を2.5万頭(令和3年度までは年間捕獲目標3万頭)と定め、市町村による有害捕獲や狩猟期の捕獲対策等を実施し、シカ捕獲を推進しており、令和5年度は22,184頭と過去最高の捕獲頭数となったものの、依然として2万頭前後にとどまっている。

第二種特定鳥獣管理計画では、年間捕獲目標数を達成するために、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下、「鳥獣保護管理法」という。)」第7条の2第2項第5号に定める「指定管理鳥獣捕獲等事業」を既存の捕獲事業に加えて実施し、シカの個体数管理を強化することとしており、本計画は、鳥獣保護管理法第14条の2に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために策定するものである。

本県のシカの生息数は、適正頭数 9,203 頭の約 8 倍となる 74,747 頭(令和 2 年度末 現在)と推定され、シカによる農林業被害のほかに、一般の狩猟者による捕獲が及ば ない、山岳地にある国有林及び県指定鳥獣保護区では、生息数の増えたシカによる自 然植生被害が深刻な状況にあり、希少植物の消失や樹木の枯死などによる生物多様性 の喪失のほか、裸地化した山肌の崩壊、土砂の流出などの森林機能の低下が問題とな っている。これらのことから、本県の指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域は、シカに よる自然植生被害等が一定見られる高標高域の国有林内鳥獣保護区等とし、わな猟に よるシカの個体数管理を推進する。

一方、わな猟については、地形の急峻な本県において、狩猟者の高齢化の進んだ現状から、複数設置したくくりわなの見回りが狩猟者への大きな負担となっている。そこで、LPWA 通信を利用して遠隔地通知ができる「捕獲通報システム」を活用し、見回り回数等の削減等による労力及びコスト削減効果の検証や、「捕獲確認アプリ」を導入し、捕獲情報等から把握される生息情報を捕獲従事者に共有することにより、捕獲困難地の捕獲を効率的に進めることができる体制を整備することを目指し、その実証(効果的捕獲促進事業)を行う。県と捕獲従事者で実証した捕獲体制を参考に、県内の市町村や狩猟者等を対象とした研修会を実施し、市町村の鳥獣被害対策実施隊の体制につなげる。

### 2 対象鳥獣の種類

ニホンジカ

## 3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間	
(1) 高岡区域シカ捕獲事業	令和6年9月1日~令和7年3月31日 (うち、捕獲作業を行う期間90日間程度)	

(2) 幡多区域シカ捕獲事業	令和6年9月1日~令和7年3月31日 (うち、捕獲作業を行う期間90日間程度)	
(3) 梶ヶ森 効果的捕獲推進事業	令和6年8月~令和6年2月 1回あたり、「①事前調査+②26日程度の捕獲 月)」の実証試験を4回繰り返す。 捕獲日数:26日×4回=104日程度	①②合わせて1ヶ

# 4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	市町村名等	選定理由	他法令等
(1) 高岡区域	四万十町大正	ヒノキ群落、モミ、	国有林、県指定
シカ捕獲事業	(つづら山鳥獣保護区	ツガ群落が原生状態	鳥獣保護区、鳥
	及び隣接するコビ穴山	で残っている貴重な	獣被害防止措置
	国有林 4080、4081、4082	箇所であり、生息調査	法に定める被害
	林班)	等を基に事業実施効	防止計画の対象
		果が高いと思われる	地域
		箇所を選定した。	
(2) 幡多区域	四万十市西土佐	シカの食害により	・足摺宇和海国
シカ捕獲事業	(八面山鳥獣保護区及	ササ等の自然植生被	立公園 (第3種
	び隣接する黒尊山国有	害が著しい鳥獣保護	特別地域)
	林 10 林班)	区であり、自然植生の	・国有林、県指
		被害軽減及び早期回	定鳥獣保護区、
		復を図るため、集中的	鳥獸被害防止措
		なシカ捕獲を実施し、	置法に定める被
		シカの生息密度を低	害防止計画の対
		下させる必要がある。	象地域
(3) 梶ヶ森	長岡郡大豊町庵谷	過去5年間の周辺メ	・梶ヶ森県立自
効果的捕獲推進事業	(梶ヶ森鳥獣保護区内)	ッシュでの捕獲頭数	然公園(第1種
		平均が多く、シカによ	特別地域・普通
		る食性被害が予想さ	地域)
		る。また、高標高域の	・国有林、県指
		ため捕獲困難地であ	定鳥獣保護区、
		る区域を選定した。	鳥獣被害防止措
			置法に定める被
			害防止計画の対
			象地域

## 5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標	
(1) 高岡区域	捕獲目標数:20頭	
シカ捕獲事業		
(2) 幡多区域	捕獲目標数:20頭	
シカ捕獲事業		
(3) 梶ヶ森	捕獲目標数:20頭	
効果的捕獲促進事業		

# 6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

- (1) 捕獲等の方法
- ①使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
(1) 高岡区域	わな猟	下見などの事前調査等を除いた
シカ捕獲事業	主にくくりわなを使用したわ	捕獲日数は、概ね 90 日程度と
	な猟による捕獲。なお、詳細は受	し、その他の詳細については受
	託者と調整のうえ決定する。	託者と調整のうえ決定する。
	(ただし、銃を使用する場合は、	
	非鉛製銃弾による止めさしに限	
	る。その場合は、四国森林管理局	
	(四万十森林管理署)に連絡し、	
	指示に従い必要な処置等を講じ	
	た後、使用する。)	
(2) 幡多区域	同上	同上
シカ捕獲事業		
(3) 梶ヶ森	同上	1回当たり 26 日程度の捕獲試
効果的捕獲促進事業		験を4回繰り返す。(捕獲日数:
		26 日×4回=104 日程度)。その
		他の詳細については受託者と調
		整のうえ決定する。

## ②作業手順:指定管理鳥獣捕獲等事業(シカ捕獲事業)

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するにあたっては、以下の手順で作業を進める。なお、委託で実施する部分については、仕様書等で定めるほか、受託者と調整の上決定する。

# ア 認定鳥獣捕獲等事業者との委託契約の締結

認定鳥獣捕獲等事業者を対象に公募型プロポーザルにより受託者を決定し、委託 契約を締結する。

企画提案書を基に、事業の実施方法や実施体制、適切な進行と管理、安全確保や 法令遵守、捕獲個体の処理や事業の検証を踏まえた実績報告書の作成など、事業を 実施する上で必要な事項等を定めた委託契約仕様書を作成する。

なお、業務上、仕様書等を変更する必要が生じた場合は、県と協議のうえ変更する。

## イ 関係者等との調整

委託業務の実施に当たっては、県と受託者は連携協力して関係者等との調整を 図り、適切かつ安全に事業を実施することとする。また、そのために必要な緊急 連絡体制を構築する。

### ウ 事前調査の実施

捕獲による効果等を検証するための指標とするため、事業実施区域でのシカの生息状況等の調査を実施する。実施する調査項目等については、仕様書等で定めることとする(指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定等事業)。

認定鳥獣捕獲等事業者(受託者)は、捕獲等に関する法規則の状況を確認し、 当該捕獲区域に応じた安全かつ効率的な捕獲方法の検討と時間、場所の確認、安 全確保や危険回避のための確認作業の設定を目的として、事前調査を実施する。

具体的には、関係機関との調整や各種手続きの確認、捕獲区域の確認、掲示板の配置場所の確認等を実施する。

## エ 捕獲作業の実施

認定鳥獣捕獲等事業者(受託者)は、委託契約締結後、業務仕様書に基づき、速 やかに(概ね9月上中旬より)捕獲を開始し、11月~12月まで(概ね90日間程度) わな猟による捕獲作業を実施する。

捕獲作業の開始時と終了時には打ち合わせ等を実施し、作業内容や安全の確認、 注意事項等の確認等を行う。なお、一般登山者の安全を確保するため、各所に掲示 板等を配置するなど、実施に当たっては細心の注意を払う。

また、捕獲個体確認時は、別途指示する項目を記録し、捕獲した個体は、業務仕様書に従って計測等を実施した後、原則として現地に埋設する。

## オ 実績報告書の作成

認定鳥獣捕獲等事業者(受託者)は、業務仕様書に基づき実施した捕獲作業について、自ら捕獲効率の分析等を行い、業務実績報告書を作成し県に提出する。

#### カー事後調査

捕獲による効果等を検証するための指標とするため、事業実施区域でのシカの生息状況等の調査を実施する。実施する調査項目等については、仕様書等で定めることとする(指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定等事業)。

## キ 効果の検証等

令和7年2月に開催する検討会において、指定管理鳥獣捕獲等事業の捕獲等事業 実績や植生調査の結果等による事業効果の検証を行い、当該区域での次年度以降の 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施等について検討する。

## ③作業手順:効果的捕獲促進事業

効果的捕獲促進事業を実施するにあたっては、以下の手順で作業を進める。なお、 委託で実施する部分については、仕様書等で定めるほか、受託者と調整の上決定する。

### ア 野生動物に関する捕獲・調査会社等との委託契約の締結

高知県の「令和6~令和8年度競争入札参加資格者登録名簿」に登載された、過去5年間に国及び県からニホンジカを対象とした捕獲試験の委託を受けた実績のある野生動物専門の調査会社及び法人(以下、「専門機関」という。)を対象に、指名競争入札により受託者を決定し、委託契約を締結する。

なお、業務上、仕様書等を変更する必要が生じた場合は、県と協議のうえ変更する。

### イ 関係者等との調整

委託業務の実施に当たっては、県と受託者は連携協力して関係者等との調整を 図り、適切かつ安全に事業を実施することとする。また、そのために必要な緊急 連絡体制を構築する。

#### ウ 現地確認の実施

専門機関(受託者)は、実証試験を行う場所(捕獲区域)の確認、安全管理の ための確認作業を目的として現地確認を実施する。

## エ 実証試験(捕獲作業)の実施

専門機関(受託者)は、業務仕様書に基づきわな猟による捕獲作業を実施する。 捕獲作業の開始時と終了時には打ち合わせ等を実施し、作業内容や安全の確認、注 意事項等の確認等を行う。なお、一般登山者の安全を確保するため、各所に掲示板 等を配置するなど、実施に当たっては細心の注意を払う。また、捕獲個体確認時は、 別途指示する項目を記録し、捕獲した個体は、業務仕様書に従って計測等を実施し た後、原則として現地または土地所有者が指定した場所に埋設する。

#### オ 実績報告書の作成

専門機関(受託者)は、業務仕様書に基づき実施した試験項目について、自らデータ等の分析・解析、効果の検証・評価等を行い、業務実績報告書を作成し県に提出する。

## カ 報告会の実施

専門機関(受託者)は、業務仕様書に基づき、県内狩猟者及び関係機関に対して県内3箇所程度で報告会を実施し、通報装置を用いた効率的な捕獲について普及啓発を行う。

#### キ 効果の検証等

令和7年2月に開催する検討会において、効果的捕獲促進事業の実績報告書に 基づき事業効果の検証を行う。

一定の成果が認められれば、指定管理鳥獣捕獲等事業(シカ捕獲事業)へのこの 技術の活用等を検討する。

## 7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制 (シカ捕獲・効果的捕獲促進事業)

## ア 実施主体

高知県

## イ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法

わな猟によるシカ捕獲、安全管理、捕獲個体の処理、実績報告書の作成等:委託 (委託先=認定鳥獣捕獲等事業者)

### ウ 効果的捕獲促進事業の実施方法

わな猟によるシカ捕獲、安全管理、捕獲個体の処理、結果分析・解析、効果の検 証・評価:委託(委託先=専門機関)

- エ 結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施する体制(専門家との連携を含む) 指定管理鳥獣捕獲等事業検討会
  - ・委員の構成:農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー、高知大学、環境省中国四 国地方環境事務所四国事務所、農林水産省林野庁四国森林管理局、関係森林管 理署、高知県林業振興・環境部、関係市町村、鳥獣保護管理員等
  - ·事務局:高知県総合企画部中山間地域対策課鳥獣対策室

## 8 住民等の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民等の安全の確保のために必要な事項

認定鳥獣捕獲等事業者及び専門機関(受託者)は捕獲事業管理責任者が責任を持って業務仕様書に定める安全管理基準や法令等を遵守し、リスク管理を徹底しながら住民の安全を確保して捕獲作業等を進める。

また、県や関係者、捕獲従事者等は、それぞれが地域住民、国有林内で従事する職員及び事業者等への作業内容等の周知等を行い、情報共有を徹底する。

#### (2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

捕獲区域の周囲に指定区域(社寺境内・墓地)が存在する場合は、指定区域の静穏 を保持するよう、適切な場所により捕獲を実施する。

## 9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

鳥獣保護管理法に加え、銃刀法や火取法などの関係法令(止めさしに関係)を遵守 し、実施地域が自然公園法、自然環境保全法、森林法等の関係法令に係る区域である 場合は、それらの法令を遵守する。また、これらの法令に従い、事前の届出が必要な 許可申請については、確実な手続きを実施する。

## (2) 事業において配慮すべき事項

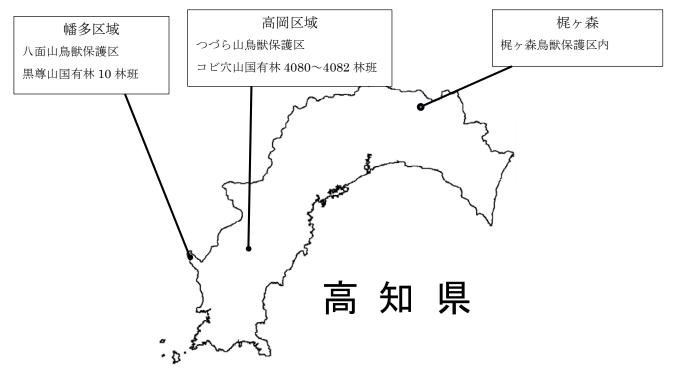
安全で効率的な捕獲等事業を推進するために、鳥獣捕獲等事業の業務仕様書に基づいた工程管理を行い、特に、地域住民や捕獲従事者、国有林内で従事する職員及び事業者等の安全確保や危険回避を含めた安全管理を徹底する。また、順応的、効率的な管理を進めるためにも、出猟や捕獲情報の記録は必ず行い、分析の上、次年度以降の計画に反映させる。

さらに、現行の鳥獣被害防止特措法との整合性を確保し、各事業の目的を達成する ため、関係機関との情報共有を深め、協働の取り組みを進める。

## (3) 地域社会への配慮

シカの適切な管理による農林業被害等の軽減や地域社会の発展のために、必要に応じて、本事業の目的や必要性に関する普及啓発を行い、地元住民等から説明を求められた際は、適切に対応し、関係者で情報を共有しながらシカの保護管理についての普及啓発に努める。

# 高知県での実施区域の位置(令和6年度)



- ・高岡区域(四万十町大正): つづら山鳥獣保護区及び隣接するコビ穴山国有林 4080 林班~4082 林班
- ・幡多区域(四万十市西土佐):八面山鳥獣保護区及び隣接する黒尊山国有林 10 林班
- ・梶ヶ森(長岡郡大豊町庵谷): 梶ヶ森鳥獣保護区